

国別情報整理シート(暫定版)
(ブラジル)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数
侵入リスク	生体牛の輸入	輸入実績	英国	184				184
			欧州(中程度汚染国)	104	5,433	68		5,605
			欧州(低汚染国)	21	628			649
			米国	3,700	3,397	843	856	8,796
			カナダ	459	295	1,308	219	2,281
			その他(メキシコ・チリ)			187		187
			合計	4,468	9,753	2,406	1,075	0
		暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国	8				8
			欧州(中程度汚染国)	31	1,510	17		1,558
			欧州(低汚染国)	3	96			99
			米国	3,106	2,826	552	476	6,960
			カナダ	384	94	679	128	1,285
			その他(メキシコ・チリ)			154		154
			合計	3,532	4,526	1,402	604	0
<p>暴露要因となった可能性のある輸入牛の個体数には、以下の個体が除外されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まだ生存しており、政府による管理下にある輸入牛の数 ・死亡し、と畜場へ輸送されなかったことが証明できる輸入牛の数 								
侵入リスク	肉骨粉(MBM)の輸入	輸入実績	英国					
			欧州(中程度汚染国)		0.20			0.20
			欧州(低汚染国)					
			米国		173			173
			カナダ					
			その他()					
			合計	0	173	0	0	0
		暴露要因となった可能性のあるMBM	英国					
			欧州(中程度汚染国)		0.20			0.20
			欧州(低汚染国)					
			米国		173			173
			カナダ					
			その他()					
			合計	0	173	0	0	0
<p>飼料規制(フィードバン)が法的効力を持ったのは1996年であり、それより前に行われた輸入では、BSEリスク国から輸入されたMBMを牛用飼料への使用から除外していない。しかし、ブラジルでは植物性タンパク質が多量に生産されており、安価で十分供給できるため、MBMの牛飼料への使用は以前から一般的な慣行でない。</p>								

			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計		
			トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数		
侵入リスク	動物性油脂の輸入	輸入実績	英国			0.19			0.19	
			欧州(中程度汚染国)			1,179	3	69	1,251	
			欧州(低汚染国)							
			米国			8,485	17	4	8,507	
			カナダ			0.17			0.17	
			その他(日本)			3	0.34		3	
			その他(メキシコ、チリ)			154	183	2	340	
			合計			9,822	204	75	10,101	
		暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国				0.19			0.19
			欧州(中程度汚染国)				1,179			1,179
			欧州(低汚染国)							
			米国				8,485	15		8,501
			カナダ				0.17			0.17
			その他(日本)				3			3
その他(メキシコ、チリ)				154	75		229			
合計				9,822	90	0	9,912			
1997年以降のデータのみ存在。										
<ul style="list-style-type: none"> 2004年3月25日付け規定指示No 08、および反すう動物用飼料への動物由来製品の使用禁止(乳および乳製品、たん白質と脂肪を含まない焼成骨粉、皮革だけを材料として生産されたゼラチンとコラーゲンを除く)。 動物用飼料を生産する全ての施設は農務省(MAPA)に登録され原材料の原産地管理に関する法規に従う(1.3.1の記述による)。 動物由来製品の輸入は全てMAPAが、原産国、製品の種類、および輸入が許可された場合の入国後の最終仕向地などを検討する。 以上の理由により、2004年時点において、輸入動物性油脂は反すう動物の飼料に使用されていないと考えられる。										
侵入リスク	輸入規制の概要・遵守状況等	{生体牛}	1990年7月31日	過去にBSE発症例あるいは疑い例がある国からの生体牛の輸入を禁止						
		2001年2月18日	動物衛生当局からの承認なく、BSEの症例のある国あるいはBSEリスク国から輸入された動物を取引、他の農場へ移動、又はと畜することを禁止							
		2001年7月17日	原産国が、BSEの症例の記録がある国である場合、反すう動物、受精卵その他反すう動物由来製品の輸入を禁止							
		2002年9月23日	SSCのGBRIに関する意見書を基に地理的リスクを設定。輸入牛を全て追跡し、リスクカテゴリーⅢおよびⅣに分類							
		2004年1月14日	生体動物および動物繁殖用材料の輸入に、農務省(MAPA)の事前承認を条件付ける							
		2004年3月17日	BSE発症例が記録されている国および、動植物検疫局によってリスク国と判断された国を原産国とする、あるいはそのような国に由来する全ての用途向けの反すう動物、反すう動物由来の製品および副産物の輸入、および反すう動物由来物質を含む獣医学的用途の製品の輸入を禁止							
		2004年4月6日	また、これらの国を原産国あるいは由来国とする動物飼料製品および飼料用原材料の輸入を禁止							
		2004年4月6日	GBRIに基づく国の分類を設定。牛および牛由来製品の輸入に関しては、カテゴリーⅢ、ⅣおよびⅤに分類される国をリスク国とする							
		{MBM}{動物性油脂}	1991年7月1日	牛用飼料向けのMBMおよび精液並びに受精卵を含む反すう動物由来たん白質を使用した飼料の輸入を禁止						
		2001年7月17日	原産国が、BSEの症例の記録がある国である場合、反すう動物、受精卵その他反すう動物由来製品の輸入を禁止							
2004年3月17日	BSEの発症例が記録されている国および動植物検疫局によってリスク国と判断された国を原産国とする、あるいはそのような国に由来する全ての用途向けの反すう動物、反すう動物由来の製品および副産物の輸入、および反すう動物由来物質を含む獣医学的用途の製品の輸入を禁止。									
2004年4月6日	また、これらの国を原産国あるいは由来国とする動物飼料製品および飼料用原材料の輸入を禁止									
2004年4月6日	GBRIに基づく国の分類を設定。牛および牛由来製品の輸入に関しては、カテゴリーⅢ、ⅣおよびⅤに分類される国をリスク国とする									

<p>暴露・増幅リスク</p>	<p>飼料規制の概要・遵守状況等</p>	<p>飼料給与規制 (2.1.1)</p>	<p>1996年 反すう動物由来の未加工たん白質およびMBMの、反すう動物への給与禁止 2001年 ほ乳動物由来たん白質および油脂の、反すう動物への給与禁止 2004年 すべての動物由来たん白質および油脂の、反すう動物への給与禁止</p>
		<p>飼料給与方法 (2.2.1.1)</p>	<p>給与方法は地域や農場により多岐に渡るが、肉牛、乳牛ともに、牧草とミネラルのみを給与する粗放的放牧システムが全体の90%以上を占めている。 濃厚飼料やサイレージ、干し草などを与えるシステムは10%以下となっており、このシステムの場合、仔牛に代用乳が与えられる場合もある。</p>
		<p>牛と豚・鶏との混合飼養の有無 (2.2.1.3)</p>	<p>ブラジルでは、家禽や豚を生産している企業は農務省(MAPA)に登録されており、衛生管理対策を採用している。このため家禽や豚を生産する施設の場所、輸送、取り扱いに関する具体的な制限があり、これにより、(異なる動物の飼育場所は)ひとつの農業用所有地の中でも、特定の特徴を持った、異なる区域と扱われる。 このため、家禽や豚と牛が混合飼養は無いとされている。</p>
		<p>飼料製造施設 (2.2.2.1) (2.2.2.3)</p>	<p>(2006年データ、MAPAに登録されている企業数) 【専用飼料製造施設】 動物用飼料の生産を登録している企業…3,189 このうち反すう動物飼料の生産をしている企業…1,103 家禽、豚だけの飼料を専門に扱う飼料製造施設の登録はない。 【混合飼料製造施設】 混合飼料製造を行う企業…771 ブラジルにおける動物用飼料生産システムは、以下に示す特徴から、反すう動物用飼料のMBM汚染が直接的に予防されている。 ・混合飼料製造施設の全てが反すう動物用飼料を生産しているわけではない。 ・ブラジルの家禽・ブタ飼養農家は、組合(統一組合)で管理されており、飼料を自ら生産している。従って、その施設で反すう動物用飼料を生産していないだけでなく、生産は組合での使用に限って行われている。</p>
		<p>飼料給与に関する規制の遵守状況 (2.2.3.1)</p>	<p>不明(飼料のサンプリングについての記載となっており、農場での飼料給与に関する遵守状況については不明)</p>
		<p>飼料製造・流通に関する規制の遵守状況 (2.2.3.3)</p>	<p>実施主体: 動植物検疫局(SDA)動物材料検査部(DFIP) DFIPが、各州の農業関連産業検査局の検査官による年間検査目標を定める。製造企業ではサンプリング検査が常時行われる。 反すう動物用飼料の食物学的分析、微生物学的分析、動物性たん白質の検出が行われる。 確認結果によると、2007年は監査数1,626件のうち、違反数は519件であった。</p>
		<p>飼料サンプリング (2.2.4)</p>	<p>近年は、顕微鏡検査により毎年約1000件のサンプリングが行われている。陽性サンプルはそのうち100件前後。 OIEで承認されている顕微鏡を使用した検査方法が日常的に行われている。 顕微鏡を使用した方法での検出限界は0.1%。</p>
		<p>牛由来のMBMを給与されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について (2.2.5)</p>	<p>・天然牧草の生産が豊富なブラジルでは、牧草のみが給与される粗放的放牧による牛の生産が最も広く行われている。 この飼養方法では、牛は生涯を通して濃厚飼料を摂取する機会がなく、従ってBSE因子への暴露を避けることができる。 ・放牧地が広大であることから、家畜の死体や患畜を処理のために運搬することは、経済的に実効不可能である。 そのため、家畜の死体を農場で焼却したり埋めたりすることが最も一般的である。 レンダリング施設で加工される原料の管理には連邦政府の規定があり、死んだ動物を加工することも禁止されている。 以上のような自然の「防壁」の他に、BSEの感染サイクルを阻止するものとして、1990年に導入された国家BSE予防システムがある。同システムには以下の対策が含まれる。 ・BSE疾患に対するアクティブ、パッシブサーベイランス。 ・他の感染源となりうる物質の輸入の管理と検査(生体牛、反すう動物の肉、肉骨粉、その他の部位)。 ・動物用飼料を扱う企業と生産工程の検査。レンダリング施設における動物残渣の滅菌、OIEの推奨する国際基準(133℃/20分/3気圧)の採択。 ・MBM生産における特定危険部位(SRM)加工の禁止。 ・反すう動物用飼料生産における交差汚染の管理。 ・関係者の衛生教育と訓練。 結論として、ブラジルの飼養牛の約90%を占める粗放的放牧生産システムで飼養される牛では、BSE因子に暴露されるリスクは該当しない。</p>

暴露・増幅リスク	レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量 (2.3.1.1)	{農務省(MAPA)の連邦検査局(SIF)に登録されている、動物残渣の加工施設(獣脂および非食用油脂の生産業者)} 276施設 (2005年) 409施設(油脂生産業者326施設、非食用油脂生産業者83施設) (2006年)
		レンダリング処理方法 (2.3.1.1)	2003年以来、動物残渣を133°Cで20分、3気圧下で高温処理する(OIEの推奨方法)が必要とされている。(2003年10月29日付け規定指示No 15)
		交差汚染防止対策 (2.3.1.1)	獣脂生産業者(と畜場に隣接)は、自社から出た残渣のみを扱っている。 獣医学的検査が常時行われているので、他から材料が入ることはあり得ない。
		レンダリング規制 (2.3.2.2)	2003年以来、動物残渣を133°Cで20分、3気圧下で高温処理する(OIEの推奨方法)が必要とされている。(2003年10月29日付け規定指示No 15) 動物用飼料向けの粉類および脂肪生産に死亡動物の使用を禁止。 [実施主体] 動植物検疫局(SDA)動物製品検査部(DIPOA)が動物残渣加工施設の所轄担当機関。 と畜場に付随する動物残渣加工施設は、連邦検査の対象となる。 と畜場から独立した動物残渣加工施設は、法規で定められた条件を自ら遵守する。 [遵守状況確認の方法] 連邦検査局(SIF)の連邦獣医農業検査官が、半年に一度、担当州内の動物飼料向け動物残渣加工施設の監査を行う。 [確認結果] 加工施設は、適正製造基準(GMP)のレベルに従って、3段階(グループ1:70~100%、グループ2:30~69%、グループ3:~30%)に分けられている。 これにより2006年には、OIEが推奨する高温処理に必要な機器を備えていない反すう動物残渣加工施設に対する制裁が適用された。 (グループ1の施設には低額の罰金、グループ2の施設で高温処理をしていない施設には高額な罰金、グループ3の施設には稼働停止。) (2005年) グループ1:50% グループ2:38% グループ3:15% (2006年) グループ1:70% グループ2:26% グループ3:5%
	SRMの利用実態等	SRMの定義 (2.3.1.1)	一般メモDIPOA No 01/2007に基づくSRMの定義は以下の通り。 ・牛および水牛:脳、眼、回腸遠位部(70 cm)および扁桃。 ・羊と山羊:頭部(舌と筋肉を除く)、脊椎骨髄、および脾臓。
		SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態 (2.3.3.2)	不明
		SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法 (2.3.3.3)	【死産牛の処理】 ブラジルの農場では、敷地内に一定の場所を確保し、死因にかかわらず死体を焼却もしくは埋葬するので、農場死亡動物がレンダリングに送られることはない。 動物の死体や患畜をレンダリング施設に輸送することは、ブラジルの広大な土地では経済的ではないので行われない。 また現連邦法規(規定指示No.15/2003)により、死亡動物の加工は禁止されている。
	その他	牛以外の動物のTSE発生状況 (2.4.1)	綿羊のスクレイピーが現在までに18頭確認されている。これらはすべて廃棄されている。
		国内防疫規制 (2.4.2)	ブラジルで検出された唯一のTSEはスクレイピーである。 スクレイピーが最初に注目された1985年以来、陽性反応が出た動物の原産国である、英国からの反すう動物の輸入は禁止されている。 その後、羊地方病性対麻痺の記録のある全ての国に対象が拡大され、現在でも全ての国からの輸入が禁止されている。 スクレイピーは報告義務のある疾病で、発症が確認された際の方策は、1934年7月3日付け命令No 24.548、および1997年12月9日付け内部規則No 516に基づく。 その概要は以下の通り。 ・羊と山羊の移動に係る業者の活動停止 ・スクレイピーの罹患リスクのある他の個体を特定するための疫学的検査調査の適用。 ・リスク個体の特定と隔離。スクレイピー診断のためにリンパと神経組織をサンプル採取したのち、診断し、廃棄処分される。 ・施設の活動停止処分の解除は、前述の手順による検査の結果報告を検討して決定される。

サーベイランスによる検証	母集団の構造	(2006年) 合計2億451万頭(そのうち24ヵ月齢以下 9755万頭) [24ヵ月齢を超える牛の内訳] <table border="1"> <tr> <td></td> <td>肉牛(雄)</td> <td>繁殖(雄)</td> <td>肉牛(雌)</td> <td>乳牛(雌)</td> <td>繁殖(雌)</td> </tr> <tr> <td>頭数</td> <td>約1432万頭</td> <td>約276万頭</td> <td>約5542万頭</td> <td>約1912万頭</td> <td>約1534万頭</td> </tr> <tr> <td>と畜時平均月齢</td> <td>3~4歳</td> <td>12~15歳</td> <td>2.5~3歳</td> <td>8~10歳</td> <td>12~15歳</td> </tr> </table>		肉牛(雄)	繁殖(雄)	肉牛(雌)	乳牛(雌)	繁殖(雌)	頭数	約1432万頭	約276万頭	約5542万頭	約1912万頭	約1534万頭	と畜時平均月齢	3~4歳	12~15歳	2.5~3歳	8~10歳	12~15歳									
		肉牛(雄)	繁殖(雄)	肉牛(雌)	乳牛(雌)	繁殖(雌)																							
	頭数	約1432万頭	約276万頭	約5542万頭	約1912万頭	約1534万頭																							
	と畜時平均月齢	3~4歳	12~15歳	2.5~3歳	8~10歳	12~15歳																							
	実施対象及び実施範囲(3.2.1.1)	<p>【アクティブサーベイランス】 神経障害を示す成牛(24ヵ月齢を超える牛)は、他の病因が判明しない限り、全て疑いのある牛として扱われる。 農務省(MAPA)は以下の条件に該当する牛をBSEの疑いのある牛としており、これらの牛は全て組織病理学的検査、免疫組織化学検査に提出されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病因の判明しない慢性疾患のある成牛 ・15日以上の進行性の神経性疾患のある成牛 ・進行性衰弱性疾患のある成牛 ・緊急と畜の対象となる全ての牛(歩行困難牛) ・死産牛 <p>以下の牛もBSE検査を行う。 ・狂犬病検査対象となり陰性結果が出た成牛(ブラジルにおいては草食動物の狂犬病が年間2800件ほどあり、疑似患者報告が多く、BSEサーベイランスを強化する結果となっている) ・BSE発生国から輸入された動物。</p>																											
	サーベイランスの概要・成績	<p>（サーベイランスの結果と同じ数が記載されている）</p> <table border="1"> <tr> <td>通常と畜牛</td> <td>50頭</td> </tr> <tr> <td>死亡牛</td> <td>72頭</td> </tr> <tr> <td>不慮の事故によると畜牛</td> <td>1,514頭</td> </tr> <tr> <td>臨床的に疑われる牛</td> <td>688頭</td> </tr> <tr> <td>リスク国からの輸入牛</td> <td>251頭</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,567頭</td> </tr> </table>	通常と畜牛	50頭	死亡牛	72頭	不慮の事故によると畜牛	1,514頭	臨床的に疑われる牛	688頭	リスク国からの輸入牛	251頭	合計	2,567頭															
通常と畜牛	50頭																												
死亡牛	72頭																												
不慮の事故によると畜牛	1,514頭																												
臨床的に疑われる牛	688頭																												
リスク国からの輸入牛	251頭																												
合計	2,567頭																												
サーベイランス計画の策定根拠(3.2.1.1)	ブラジルの牛群においては過去にBSEの発症がないため、BSEのサーベイランスの目的では、神経障害を示す成牛(24ヵ月齢を超える牛)は、他の病因が判明しない限り、全て疑いのある牛として扱われ、検査を実施。さらに、狂犬病検査対象となり陰性結果が出た成牛およびBSE発生国から輸入された動物もBSE検査を行う。																												
疑似患者及び陽性患者を検出した際の処理に関する規制(3.2.1.1)	<p>動物衛生部(DSA)が、緊急対策の調整、および国内でBSE感染の診断が出た場合に適用される手順の継続的な更新を担当している。 農務省(MAPA)は、国際機関に通知し、報道機関との連絡をとる義務を負う。</p> <p>アクティブサーベイランスによって陽性が検出された際の行動手順は、2002年発行の『BSE発生時の手順マニュアル：ブラジル内で発症した際に』で示されている。 MAPAのインターネットサイト(www.agricultura.gov.br)でダウンロードできる他に、全州の獣医局へ配布されており、地方獣医局(サーベイランス制度の末端)の担当獣医師が緊急事態に備えられるようにしている。 これらの獣医師は、狂犬病診断のための国の中枢神経系疾病の予防対策の一環として、神経性疾患の臨床的症候を示す牛の脳のサンプルを提出することにはすでに慣れている。</p>																												
サーベイランスの成績(3.2.2)	<p>詳細は、回答書本体 3.2.2「サーベイランスの成績」を参照。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(2003年)</th> <th>(2004年)</th> <th>(2005年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常と畜牛</td> <td>197頭</td> <td>108頭</td> <td>1頭</td> </tr> <tr> <td>不慮の事故によると畜牛</td> <td>23頭</td> <td>692頭</td> <td>1,053頭</td> </tr> <tr> <td>BSEリスク国からの輸入牛</td> <td>378頭</td> <td>182頭</td> <td>165頭</td> </tr> <tr> <td>臨床的に疑われる牛</td> <td>888頭</td> <td>1,362頭</td> <td>1,057頭</td> </tr> <tr> <td>死亡牛</td> <td>56頭</td> <td>107頭</td> <td>82頭</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,542頭</td> <td>2,451頭</td> <td>2,358頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2006年、2007年のデータは部分的データのため、2003~2005年のデータを記載)</p>		(2003年)	(2004年)	(2005年)	通常と畜牛	197頭	108頭	1頭	不慮の事故によると畜牛	23頭	692頭	1,053頭	BSEリスク国からの輸入牛	378頭	182頭	165頭	臨床的に疑われる牛	888頭	1,362頭	1,057頭	死亡牛	56頭	107頭	82頭	合計	1,542頭	2,451頭	2,358頭
	(2003年)	(2004年)	(2005年)																										
通常と畜牛	197頭	108頭	1頭																										
不慮の事故によると畜牛	23頭	692頭	1,053頭																										
BSEリスク国からの輸入牛	378頭	182頭	165頭																										
臨床的に疑われる牛	888頭	1,362頭	1,057頭																										
死亡牛	56頭	107頭	82頭																										
合計	1,542頭	2,451頭	2,358頭																										
検査手法	<p>試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法(3.2.3) 繁殖協会に登録されている場合は系統登録に示され出生年月日を、登録がない場合には齒列の分析を行って決定する。</p> <p>検査材料採取手法(3.2.4.1) MAPAの『牛の中枢神経系疾患の診断手順マニュアル』の中で、BSEに関する技術的情報と、診断ネットワークへ提出するための脳部位のサンプル採取の正しい手順が示してある。 このマニュアルは、政府関連獣医師および民間獣医師に定期的に配布され、「3.3 BSE認知プログラム」に示すBSEサーベイランスの訓練で使用されている。</p> <p>検査手法(一次検査、確認検査)(3.2.4.2) サンプルは、TSE診断の承認を受けた6つの試験施設において、組織病理学的手法および免疫組織化学手法で処理される。 この時点でTSE陽性あるいはその疑いがある場合は、サンプル材料がMAPAのTSEリファレンスラボに送られる。 陽性結果が出た場合は、英国ウェイブリッジにあるTSEリファレンスラボに確認検査のため送られる。 TSEの組織病理学的手法および免疫組織化学手法での処理手順は法規で定められている。</p>																												

サーベイランスによる検証	BSE認知プログラム・届出義務等	BSE認知プログラム (3.3)	<p>内部規定No 516/1997の公布以来、BSE予防とサーベイランスに向けた対策と技術指導を促進している。この規定により、各種団体や一般国民のBSE予防への参加が高まった。</p> <p>2002年以来、MAPAはBSEのサーベイランス制度に関する研修を全国の教育機関や獣医学研究施設の研究者や教員向けに行っている。これらの研究者や教員が、牛飼養農家にサービスを提供している全国の獣医師に知識を広める役割を担っている。研究者や教員への訓練の後、動物衛生部は、国内の大学の計40獣医学部や、ブラジル農業調査機関「エンブラパ」など多くの研究機関と協力し、獣医師向けのBSE関連研修の提供を開始した。</p> <p>現在では、現場の専門家がブルセラ症や結核の検査実施の承認を受けるためには、BSEに関する6時間の訓練(実地と理論 BSEに焦点が置かれる)を含む研修を受けることが法で定められている。これらの研究者や教員の評価、研修コースの公認はMAPAの管轄である。</p> <p>その際、以下の点が重視される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TSEの臨床診断 ・疾病の報告の義務 ・神経疾患診断のためのサンプル採取と送付の技術(より多くの検査が実行でき、より質の高いサンプルが検査に提出されることを目的とする)。
		BSEが確認された場合の対応 (3.3.4)	<p>BSE発症が確認された場合の対応は、『BSE発症時の対応としての手順マニュアル』(別紙Ⅲ)の4.5および4.6に示されている。</p> <p>このマニュアルは、地方獣医局(サーベイランス制度の末端)の担当獣医師が緊急事態に備えられるよう、全州の獣医局へ配布されている。</p>
		届出義務 (3.4)	<p>【届け出義務】 1934年以来、すべての外来疾病および国内由来疾病は報告が義務づけられている。 1997年、BSEの発症あるいはその疑い例は、その他慢性および進行性神経症状を示す疾病とともに、全て動物衛生当局に直ちに報告することが義務づけられた。</p> <p>【届出義務のあるBSEが疑われる牛の基準】 BSEが疑われる牛と判断する基準の詳細は、3.2.1.1.「サーベイランスの対象となる個体の定義およびその範囲」にある、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病因の判明しない慢性疾患のある成牛 ・15日以上進行性の神経性疾患のある成牛 ・進行性衰弱性疾患のある成牛 ・緊急と畜の対象となる全ての牛(歩行困難牛) ・死産牛 <p>【調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無】 1934年7月3日付け命令No 24.548で、全ての外来疾病および国内由来疾病は報告の義務があること、また、流行が起きた場合には当該個体の処分と所有者への補償を含む対策の履行対象となることが定められている。 MAPAがBSEリスク国とみなす国から輸入された動物は、生産あるいは繁殖目的が終了した際には全て敷地内で殺処分し、脳の一部をBSE診断のため提出し、焼却し埋めて処理することを定めた規定指示No.8により、2001年2月13日、BSEサーベイランスによる日常的な補償が開始された。この場合の所有者は連邦政府から補償を受ける。</p>

2. 食肉に関する情報						
と畜対象	トレーサビリティ (1.1)	2002年1月10日 規範指示No 1: ブラジル牛・水牛の出生地識別証明制度 (SISBOV) を制定。 全飼育頭数に対する、個体識別により月齢確認可能な牛の割合は約5.1%。 個体識別以外の方法による月齢確認方法は、歯列による年齢推定と、牛生産協会のデータによる。				
	と畜頭数 (1.2)	<table border="1"> <tr> <td>と畜頭数</td> <td>2006年 約3037万頭</td> <td>2005年 約2803万頭</td> <td>2004年 約2594万頭</td> <td>2003年 約2164万頭</td> </tr> </table>	と畜頭数	2006年 約3037万頭	2005年 約2803万頭	2004年 約2594万頭
と畜頭数	2006年 約3037万頭	2005年 約2803万頭	2004年 約2594万頭	2003年 約2164万頭		
と畜処理の各プロセス	と畜場の概要 (2.1)	<p>(2007年)</p> <p>{と畜場数} 315施設 {食肉処理場数} 264施設 {と畜頭数} 約1900万頭</p> <p>[食肉検査官、獣医官の数、役割・権限]</p> <p>食肉検査官 1,759人 獣医官 960人</p> <p>(食肉検査官)</p> <ol style="list-style-type: none"> 生前検査: 動物の輸送時の状況をBSEの臨床的症状を示していないか確認する。また、生前検査に関連した書類を監査する。 死後検査: 動物由来製品の衛生産業検査 (RIISPOA) に定められた一連の検査を行う。 製品発送: 製品に関連した衛生状態を確認するため製品の出荷を追う。 <p>(獣医官)</p> <ol style="list-style-type: none"> 生前検査: 動物の物理的、肉体的、および衛生状態を現場で検査し、生前検査関連書類を検査する。 最終検査で食用不適となった内臓と死体の行く先を決定する。 回覧No 175/2005/CGPE/DIPOAおよび176/2005/CGPE/DIPOA に示された規定に照らし合わせ、当該企業の自主管理プログラム (GMP、SSOP、HACCP) の施行と実行状況を確認する。 生産者認証: 国の登録に示された衛生要件および輸入国の要件を確実に満たしていることを保証する。 				
	と畜前検査 (2.2) (2.3)	政府獣医師が、疾病あるいは異常な行動の有無に関する観察を行う。 観察用囲いに隔離された牛 (緊急と殺が決定した牛、到着時に物理的状態や健康状態が良くない牛、と畜場所に介助なしで移動できない牛) はすべて、脳幹採取の対象となる。				
	と畜場でのBSE検査 (2.4)	行われていない。				
	スタンニング (2.5)	2000年1月17日付け規定指示No 3により、牛用には、衝撃貫通法 (キャプティブダート銃) と衝撃無貫通法 (頭部を強打し脳震盪によって脱感作する銃) のみが許可されている。 圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法は用いていない。				
	ピッシング (2.6)	2000年1月17日付け規定指示No 3に基づき、ピッシングは禁止されている。				
	SRMの除去 (2.7.1)	<p>(1) 背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか。 -はい</p> <p>(2) 回収したせき髄片の処理状況 -回収したせき髄は、半身を切断した台の周囲に落ちている切断屑とともに、専用の容器に入れ、破棄するまで適切に表示しておく</p> <p>(3) 背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか。 -はい</p> <p>(4) 背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか。なお、除去している場合は、除去方法について記載。 -せき柱内のせき髄の除去は、この作業のために作られたスパチュラの形をした道具、あるいは空気式吸引機を使用し、手作業で行っている。</p> <p>(5) せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか。 -はい</p> <p>(6) と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか。 -連邦検査官は、せき髄片の有無を確認し、と畜場が行っている危険部位管理プログラムを確認しなくてはならない。</p> <p>(7) 背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容 -背割りを行っていないと畜場はない。</p> <p>(8) 背割りを正中線からずらすような指導を行っているか。 -と体の背割りは正中線の上で行わなければならない。これはせき髄を除去しやすくするためである。</p> <p>(9) 背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか。 -使用しているが、除去には(他の)適切な道具も使用されている。</p>				

と畜処理の各プロセス	SRMの除去 (2.7.1)	<p>【頭部(扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の処理】 と畜場・冷蔵施設がこれらの部位を適切に処理する施設を持っていれば、敷地内で処理される。それ以外の場合はすべて衛生埋め立て地へ送られる。処理方法は、焼却により処理、あるいは、変性させてから環境所轄機関の承認を得た衛生埋め立て地に送られる。</p>
		<p>【せき柱の取り扱い】 骨の除去作業の際にせき柱を除去している。せき柱はレンダリング施設に送られる。</p>
	SSOP、HACCPに基づく管理 (2.8) (3.4)	<p>〔と畜場〕 回覧No 369/2003/DCI/DIPOAおよび1998年2月10日付け内部規定No 46に示された規則に従い、輸出許可を得た全ての企業はSSOPおよびHACCPを履行している。農務省(MAPA)の獣医師連邦農業検査官が、自主管理プログラムの履行を確認する。企業は、自主管理プログラム中に、特定危険部位の除去、分別、処理先に係る運営手順を示さなければならない。SSOPを導入していると畜場数は351施設中161施設。HACCPを導入している施設は351施設中114施設。</p> <p>〔食肉処理施設〕 回覧No 369/2003/DCI/DIPOAおよび1998年2月10日付け内部規定No 46に示された規則に従い、輸出許可を得た全ての企業はSSOPおよびHACCPを履行している。農務省(MAPA)の獣医師連邦農業検査官が、自主管理プログラムの履行を確認する。BSEに直接関連した重要管理点はない。SSOP、HACCPともに全施設(264施設)が導入している。</p>
食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM) (4.1)	<p>機械的回収肉とは、家禽、牛、豚の肉を骨、と体あるいはと体の一部から機械を用いて分離した肉である。頭部、脚、前足は使用できない。機械的分離は、骨、と体あるいはと体の一部が作業室に蓄積されないように行われなくてはならない。機械的分離肉は、すぐに冷凍あるいは冷蔵処理される。機械的分離を行う部屋は専用でなければならない。室温は+10℃を超えてはならない(2000年3月31日付け規定指示No 4)。</p> <p>MRMを製造している施設:6施設</p>
	内臓 (4.2)	<p>【扁桃】 頭部検査の際に政府の食肉検査官が扁桃を除去し、適切な容器に入れ、この容器は後に、と畜場からの特定危険部位の廃棄プログラムに従い廃棄される。</p> <p>【回腸遠位部】 回腸遠位部は訓練を受けた作業員が除去しなくてはならない。作業員は、70 cm 以上の回腸遠位部を除去しなくてはならない。政府獣医師はと畜場におけるSRMの管理のためのプログラムのモニタリングと履行を毎日確認する。回腸遠位部の除去は、このプログラムの中で確認される。</p> <p>【内臓の取り扱いのマニュアル、SSOPの有無】 データ無し</p>
その他	日本向け輸出の付加的要件等 (5.1)	<p>日本向けの高温処理対象の偶蹄類の消化管(腸)、子宮、および膀胱を輸出する企業は、回覧No 192/2005/CGPE/DIPOAに示された規則に従う。</p> <p>輸出が可能な企業は全て、回覧No 369/2003/DCI/DIPOAおよび1998年2月10日付け内部規定No 46に従い、SSOPおよびHACCPのプログラムを履行している。</p> <p>牛のと畜を行うブラジル企業は全て、一般メモCGI/DIPOA 001/2007に従い、特定危険部位を除去し、分別し、処理先を指定する義務を負う。</p>